意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	環境確保条例(東京都)に関わる報告書の電子化
2. 既存の制	環境確保条例に関する届出申請にあたっては、改正省エネ法での事業者(企
度・規制等	業)単位での報告とは異なり、事業所単位に東京都環境局へ提出する必要
によってI	がある。
CT利活用	条例改正後の平成22年度の新制度では、「特定温暖化対策事業所」につい
	ては削減が義務化され、自所削減だけでは削減義務率が達成できない場合、
ている事	他所とのクレジット取引等で達成しなければならない。
例・状況	また、特定のテナント事業者に該当する場合は「特定テナント等地球温暖
	化計画書」を併せて提出することも求められており、いずれも書面で報告   せねばならず、事業者・事業所の負担が増している。
	色ねはなりり、 尹未有・ 尹未別の貝担が増している。
3. I C T 利	東京都条例施行規則第 34 号
活用を阻害	21031 HISTORY 370 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
する制度・	
規制等の根	
拠	
4. I C T 利	省エネ法に基づく届出申請、環境確保条例に関する届出申請、クレジット
活用を阻害	取引など、各種届出及びクレジット取引に関する電子化(インターネット
する制度・	の活用)が実現されれば、事業者(企業)の事務負担の大幅な軽減や、金
規制等の見	額等の誤記載防止等の効果が見込まれる。
直しの方向	
性について	
の提案	